

事 務 連 絡
令和2年2月18日

別記 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

介護事業所等において利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の
対応について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスについては、かねてより必要な対応をお願いしているところですが、介護事業所等（通所介護・短期入所生活介護等に限る。）の利用者等（介護事業所等の利用者及び職員をいう。）に新型コロナウイルス感染症が発生した場合を想定し、厚生労働省では、別添のとおり「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について」（令和2年2月18日付厚生労働省健康局結核感染症課他事務連絡）を都道府県等に発出させていただきました。

貴会におかれましては、別紙の内容についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知についてご協力をお願いいたします。